

県政担当の 情報コーナー

No.29

県庁不正経理

不正経理調査特別委員会

これで納得してよいのか！！

1月27日、第9回の「不正経理調査特別委員会」が開催されました。

議題

1. 業者プール金について
2. 県庁における現金などの保有について
3. 職員からの返還金について
4. 職員の処分について
5. その他

【プール金】40業者

業者確認済み	業者未確認	回収不能
162,839 千円	258,044 千円	56,107 千円
32 業者	6 業者	2 業者

県職員が返金して
いきます。



【現金な保有状況】 上位3部局 単位：千円

部局	保有総額	現金	預金口座	商品券	ビール券	図書券 カード	TEL カード	タクシー券	切手・ 八ガキ	収入印紙	他
農林水産	13,785	1,349	8,336	0	255	0	28	423	3,352	32	39
県土整備	13,106	5,282	3,380	500	179	262	0	521	2,938		42
健康福祉	4,980	2,019	738	165	189	212	0	63	990	0	601
県庁合計	45,694	10,866	12,902	2,475	725	708	28	3,622	13,258	101	1,008

ビール券が業務に
必要なの？



川本さんが情報提供を要求した「現金等の保有調べ」には、これらの金券の中には、「業者のプール金から受領していたもの」の記載もあります。



【職員からの返還金】

- ・不適正な経理処理は概ね全ての所属において行われてきたこと
- ・大きな要因として職員の公金に対する意識が希薄であったこと
- ・内部牽制が機能していなかったこと

などから、その責任は組織全体が負うべきものとして、「職員返還会」も設立され、総額 9億5百万円（業者から返還不能のプール金を含む）を主幹級以上の職員が毎月一定額を返還していく計画です。

県から預かったプール
金を返せない、事情はど
うであれ、それって、**横
領**ではないの？



これで、納得してよいのか???

今回の調査範囲は平成15年から20年度。しかし、**15年度当初にはすでに約3億5千万円のプール金**があります。これこそ、**15年以前にも不正が行われてきた「証拠」**だと思います。

【プール金を作った実態】

県土整備部では、**特定業者に対して、年度の全取引を「預け」**にしています。

- | | | |
|----------|---------------------|--------------------|
| 道路環境課では、 | A 業者は、17 年度～19 年度の計 | 約 11,529 千円が全て「預け」 |
| | B 業者は、18 年度・19 年度の計 | 約 12,299 千円が全て「預け」 |
| | C 業者は、17 年度～19 年度の計 | 約 14,031 千円が全て「預け」 |
| 下水道課では、 | D 業者は、15 年度～19 年度の計 | 約 10,404 千円が全て「預け」 |
| | E 業者は、15 年度～19 年度の計 | 約 10,404 千円が全て「預け」 |
| | F 業者は、17 年度・18 年度の計 | 約 7,576 千円が全て「預け」 |



* 道路環境課では、**B 業者の 18 年度の全額 11,342 千円が全て 「総務部管財課への付け替え」**になっています。

事前の説明では、



管財課は予算が少ないので、道路環境課で購入して、管財課に納品してもらった。

しかし、「不正経理調査特別委員会」での答弁では、



年末一括ではなく、1 年の中で計画的にしている。「預け」のためだけの業者のようだが、この実態の説明を？

全て「預け」の経理になっているが、プール金を減らさなければならないので、プール金による納入をさせつつ、一方で同じものの伝票を切って、分類上「預け」となっている。

管財課付け替えの意味は？

道路環境課に一定の負担をお願いした。

道路環境課はたくさんあるから、プール金を回せと管財課から指示したのか？

詳細は把握していないが、事業を多くしている道路環境課をお願いした。

説明が 食い違っています。 どうしてかな？

県から提供された 2 メートル以上の資料では、不明瞭なことが多く、川本さんは 先回同様「**業者帳簿の写し**」と、「**業者帳簿をもとにした確認表**」の提出を再度要求しました。

管財課では

- ・ 金額の不明取引が十数回ある。前後の取引には、1 回で約百万円のものもある。
- ・ 不明額（業者帳簿・支出伝票が無いなど）約 9300 万円（取引の 70%）
- ・ 平成 15 年度から 20 年度の取引で「業者帳簿が無い」が、他課と比較すると多い。
例：15 年度～19 年度約 3500 万以上。15 年度～18 年度約 1500 万円以上。
15 年度約 1800 万円以上など

これでは

納得できない！！！！



さらに、業者帳簿が無い、支出伝票が無い（保存期限が 3 年）等の理由で適正か不適正か判断できない不明分も約 22 億 8 千万円（不正経理調査額の 30.5%）あります。
また、いずれの伝票も無いため **金額が分からないもの**もあります。
森田知事が 9 月 9 日に「失われた県民の信頼を取り戻す道は大変厳しく、血のにじむような努力が必要であります。」といわれました。失われた信頼を取り戻すために、しっかり調査するべきだと思います。